

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

|                                                          |                                   |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 雇<br>用<br>者<br>給<br>与<br>等<br>支<br>給<br>額<br>の<br>計<br>算 | 雇用者給与等支給額                         | ①           | 円                            | 所得<br>税<br>額<br>の<br>特<br>別<br>控<br>除<br>の<br>計<br>算 | 税 額 控 除 限 度 額<br>( $(11) \times \frac{10}{100}$ )<br>(⑥≦⑦の場合は0)                                   | ⑫ | 円 |
|                                                          | 基準雇用者給与等支給額<br>(26)               | ②           |                              |                                                      | 税 額 控 除 加 算 基 準 額<br>(「①-⑤」と⑪のうち少ない金額)                                                            | ⑬ |   |
|                                                          | 調整前雇用者給与等支給増加額<br>(①-②)           | ③           | (マイナスのときは0)                  |                                                      | 中<br>小<br>外<br>の<br>事<br>業<br>者<br>税 額 控 除 加 算 額<br>( $(13) \times \frac{2}{100}$ )               | ⑭ |   |
|                                                          | 雇用者給与等支給増加割合<br>( $\frac{③}{②}$ ) | ④           |                              |                                                      | 税 額 控 除 限 度 額<br>(⑫又は(⑫+⑭))<br>〔①<⑤の場合又は⑨<0.02 若しくは⑦=0の場合は0〕                                      | ⑮ |   |
|                                                          | 比較雇用者給与等支給額<br>( ⑩ )              | ⑤           | 円                            |                                                      | 中<br>小<br>事<br>業<br>者<br>税 額 控 除 加 算 額<br>( $(13) \times \frac{12}{100}$ )<br>(⑨<0.02 又は⑦=0の場合は0) | ⑯ |   |
|                                                          | 平均給与等支給額<br>( ⑩のA )               | ⑥           |                              |                                                      | 税 額 控 除 限 度 額<br>(⑫又は(⑫+⑯))<br>(①<⑤の場合は0)                                                         | ⑰ |   |
|                                                          | 比較平均給与等支給額<br>( ⑩のB )             | ⑦           |                              |                                                      | 調 整 前 事 業 所 得 税 額                                                                                 | ⑱ |   |
|                                                          | 平均給与等支給増加額<br>(⑥-⑦)               | ⑧           | (マイナスのときは0)                  |                                                      | 本 年 税 額 基 準 額<br>( $(18) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$ )                                  | ⑲ |   |
|                                                          | 平均給与等支給増加割合<br>( $\frac{⑧}{⑦}$ )  | ⑨           |                              |                                                      | 本 年 税 額 控 除 可 能 額<br>(⑮又は⑰)と⑲のうち少ない金額)                                                            | ⑳ |   |
| 雇用者給与等支給増加重複控除額<br>(付表⑦)                                 | ⑩                                 | 円           | 調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額  | ㉑                                                    |                                                                                                   |   |   |
| 雇用者給与等支給増加額<br>(③-⑩)                                     | ⑪                                 | (マイナスのときは0) | 所 得 税 額 の 特 別 控 除 額<br>(⑳-㉑) | ㉒                                                    |                                                                                                   |   |   |
| 基 準 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算                              |                                   |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
| 基 準 年 分                                                  | 基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額             |             | $\frac{12}{\text{㉓の月数}}$     | 基準雇用者給与等支給額<br>(㉔×㉕)                                 |                                                                                                   |   |   |
| ㉓                                                        | ㉔                                 |             | ㉕                            | ㉖                                                    |                                                                                                   |   |   |
| 平成 年 分                                                   | 円                                 |             | $\frac{12}{\quad}$           | 円                                                    |                                                                                                   |   |   |
| 比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算                              |                                   |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
| 適 用 年 の 前 年 分                                            | 適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額          |             | $\frac{12}{\text{㉗の月数}}$     | 比較雇用者給与等支給額<br>(㉘×㉙)                                 |                                                                                                   |   |   |
| ㉗                                                        | ㉘                                 |             | ㉙                            | ㉚                                                    |                                                                                                   |   |   |
| 平成 年 分                                                   | 円                                 |             | $\frac{12}{\quad}$           | 円                                                    |                                                                                                   |   |   |
| 平 均 給 与 等 支 給 額 及 び 比 較 平 均 給 与 等 支 給 額 の 計 算            |                                   |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
|                                                          |                                   |             | 平均給与等支給額の計算                  |                                                      | 比較平均給与等支給額の計算                                                                                     |   |   |
|                                                          |                                   |             | 適 用 年                        |                                                      | 適 用 年 の 前 年 分                                                                                     |   |   |
|                                                          |                                   |             | A                            |                                                      | B                                                                                                 |   |   |
| 雇 用 者 給 与 等 支 給 額                                        | ⑳                                 | (①の金額)      | 円                            | (㉘の金額)                                               | 円                                                                                                 |   |   |
| 同上のうち一般被保険者である<br>継続雇用者に係る金額                             | ㉑                                 |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
| 同上のうち継続雇用制度<br>対象者に係る金額                                  | ㉒                                 |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
| 継続雇用者給与等支給額<br>(㉑-㉒)                                     | ㉓                                 |             |                              |                                                      |                                                                                                   |   |   |
| 月 別 支 給 対 象 者 の 合 計 数                                    | ㉔                                 |             | 人                            |                                                      | 人                                                                                                 |   |   |
| 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額<br>( $\frac{㉓}{㉔}$ )                | ㉕                                 |             | 円                            |                                                      | 円                                                                                                 |   |   |

(平成29年分以降用)

## 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4又は平成29年改正前旧措法第10条の5の3を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じ、それぞれに定める増加促進割合未満である場合には、この特別控除の適用は受けられません。

なお、中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

イ 平成29年分 0.04（中小事業者である場合は、0.03）

ロ 平成30年分 0.05（中小事業者である場合は、0.03）

- (2) 「⑩」欄は、旧措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける年において、同法第10条の5の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、該当する場合、当該欄には『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑦」欄の額を記載します。

- (3) 「⑮」欄は、平成30年分にあつては「⑫又は」を、平成29年分にあつては「又は（⑫＋⑭）」及び「又は⑨＜0.02若しくは⑦＝0の場合」を抹消します。

- (4) 「⑰」欄は、平成30年分にあつては「⑫又は」を、平成29年分にあつては「又は（⑫＋⑯）」を抹消します。

- (5) 「⑱」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び（旧）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑲」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。
- (7) 「⑳」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「⑮又は」を、その他の場合には「又は⑰」を抹消します。
- (8) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「㉓」欄のBの金額を記載します。
- (9) 平成30年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の6の4第9項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「②」欄には「1」と記載します。
- (10) 「㉓」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

ただし、旧措令第5条の6の4第9項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。

- (11) 「㉔」欄の「(㉔×㉕)」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「(㉔×㉕× $\frac{70}{100}$ )」として記載します。

イ 平成26年以後に事業を開始した場合

ロ 旧措令第5条の6の4第9項第2号又は第3号に掲げる場合

- (12) 旧措令第5条の6の4第12項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「㉔」欄のA及び「㉕」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のBには「1」と記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

旧措法第10条の5の4、平成29年改正前旧措法第10条の5の3、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則48